

第17号 近江八幡市戦略的総合プロモーション業務委託に係る 公募型プロポーザル審査結果

1. 審査結果

令和7年10月27日公告「第17号 近江八幡市戦略的総合プロモーション業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき、選定委員会において企画提案書類及びプレゼンテーション、ヒアリングにより提案内容について協議、採点評価したところ、実施要領に定める基準を満たしたため、次の者を優先交渉権者として特定した。

優先交渉権者：合同会社DMM.com

次点：株式会社HAQTSUYA

[実施要領に定める基準]

実施要領第10(5)

全選定委員の評価点の合計点の平均が6割を満たす場合のみ、優先交渉権者として特定する

提案者	総評価点の平均点	評価点割合 (150点満点)
合同会社DMM.com	124.3点	82.9%

2. 特定に至る経過

日時	項目	内容
令和7年 10月22日	第1回選定委員会	実施要領、仕様書、スケジュールの確認
10月27日	プロポーザル実施公告	市ホームページに実施要領、仕様書、様式等を公表
11月17日	参加表明書提出期限	4者参加表明書提出 うち3者に参加資格審査通過通知
	質問書提出期限	
11月21日	質問回答	
12月12日	企画提案書等提出期限	3者企画提案書提出
令和8年 1月14日	第2回選定委員会	プレゼンテーション、ヒアリング審査実施 優先交渉権者及び次点の特定

3. 提案者の評価結果

提案者名	結果	総評価点の平均点
合同会社 DMM.com	特定	124.3
株式会社 HAQTSUYA	次点	119.3
株式会社 ADK マーケティング・ソリューションズ		107.5

4. 選定委員会における主な意見

- A 者(優先交渉権者)は、企画提案までに具体的に情報収集をしており、非常に良く分析されていた。
- A 者(優先交渉権者)は、コト消費や体験型に意欲があり、具体的な提案があった。
- A 者(優先交渉権者)・B 者(次点者)については、施策や取り組みについて積極性を感じた。
- A 者(優先交渉権者)・B 者(次点者)については、業務の実施に当たり、定期的に社員を派遣したり、拠点を近江八幡市内に開設したりするなど、発注者や市内事業者とのコミュニケーション活性化の提案があった。
- 各社とも、現在の施策を承継するだけではなく、新しい施策や取組をしなければならないという点が評価された。